

合併等前二年以内適格合併等が行われていた場合の（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業）
特定資産譲渡等損失額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

対 象 法 人 の 別		被合併法人等（名称：				）・当該法人	
適格組織再編成等の別		合併（適格・非適格）・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配		適格組織再編成等の日		・	
対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支 配 関 係 事 業 年 度 以 後 の 事 業 年 度 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 計 算						
	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額 (別表12⑨)	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額 (別表12⑩)	各関連法人における損金算入額等の合計額 (各関連法人の⑦の合計額)	各関連法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額等の合計額 (各関連法人の⑭の合計額)	特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 ①－②＋④		
	①	②	③	④	⑤		
	： 円	円	円	円	円		
	： 円	円	円	円	円		
： 円	円	円	円	円	円		
： 円	円	円	円	円	円		
： 円	円	円	円	円	円		
計							

関 連 法 人 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 欠 損 金 額 等 の 計 算 の 明 細										
関 連 法 人 の 名 称							支 配 関 係 発 生 日		・ ・	
合併等前二年以内適格合併等の別			適格合併 ・ 残余財産の確定				合併等前二年以内適格合併等の日		・ ・	
合併等前二年以内適格合併等に係る合併法人等の別			他の関連法人（名称： ） ・ 被合併法人等 ・ 当該法人							
対象法人の 支配関係事業 年度以後の 事業年度	関連法人対 象事業年度	関連法人対象事 業年度の欠損金 発生額	当該関連法人に おける損金算入 額等	欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算				特定資産譲渡等損失相当額から 控除する金額の計算		特定資産譲渡等損 失相当欠損金額等 ⑪－⑬
		〔関連法人対象 事業年度のそれ ぞれの別表 9「当期分の 欠損金額」〕		譲渡等による 損失の額の合 計額	譲渡等による 利益の額の合 計額	特定資産譲渡 等損失額 ⑧－⑨	欠損金額等の うち特定資産 譲渡等損失相 当額 〔（⑥と⑩の うち少ない 金額）又は ⑪〕	控 除 済 金 額 〔他の関連法人 の⑬の合計額〕	特定資産譲渡等 損失相当額から 控除する金額 〔（③－⑫）と ⑪のうち少な い金額〕	
				⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
： ：	： ：	内 円	円	円	円	円	円	円	円	円
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
： ：	： ：	内								
計										

関 連 法 人 の 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 相 当 額 の 特 例 計 算						
対象法人の 支配関係事業 年度以後の 事業年度	関連法人対 象事業年度	簿 価 純 資 産 超 過 額 等 が あ る 場 合				特例計算による関連法人の 特定資産譲渡等損失相当額 〔 ^⑩ に金額の記載があ る場合にあっては0、 ^⑪ に金額の記載があ る場合にあっては ^⑬ 〕
		関連法人対象事業年度の 欠損金発生額	特定資産譲渡等損失額	欠損金額等のうち特定資 産譲渡等損失相当額	^⑰ のうち簿価純資産超過 額を構成するものとされ た部分の金額	
		⑥	⑩	〔 ^⑮ と ^⑯ のうち少ない 金額〕	〔 ^⑳ の金額を ^⑰ の古い ものから順次振当〕	
		⑮	⑯	⑰	⑱	
		円	円	円	円	
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
：	：	内				
計						

関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算並びに時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細											
時 価 純 資 産 超 過 額 ((27のイ)-(33のイ))-(27のロ)-(33のロ))			20	円	簿 価 純 資 産 超 過 額 ((27のロ)-(33のロ))-(27のイ)-(33のイ))			21	円		
資 産					負 債						
名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		名 称 等		時 価		帳 簿 価 額	
		(イ)		(ロ)				(イ)		(ロ)	
	22	円		円			28	円		円	
	23						29				
	24						30				
	25						31				
	26						32				
計		27			計		33				